

熊本市雨水浸透枡設置補助金交付要綱

制定 令和2年3月30日 市長決裁
改正 令和5年12月26日 河川課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の住宅等からの雨水流出を抑制し、都市型水害の軽減、併せて地下水の涵养を図るため、雨水浸透枡(以下「浸透枡」という。)を設置するものに対し熊本市雨水浸透枡設置補助金(以下「補助金」という。)を交付するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となるもの(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 浸透枡を設置する土地の所有者又は所有者の同意を得たものであること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 熊本市暴力団排除条例(平成23年条例第94号)第2条第1号から第3号までの規定に該当しないものであること。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助対象者が行う浸透枡の設置であって、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。ただし、急傾斜地、低湿地等雨水を地下に浸透させることが不適当な土地に設置される浸透枡は、補助事業の対象外とするものとする。

- (1) 設置する土地の浸透条件を考慮し、雨樋を接続して屋根からの雨水のみを浸透させる構造であること。
 - (2) 別に定める雨水浸透枡標準構造図に適合するもの、又は当該構造図に定める容量以上を有するものであること。
 - (3) 設置工事は、熊本市工事競争入札参加有資格業者名簿に登録の者及び熊本市上下水道局指定の排水設備指定工事店、又はこれらに準ずる者により施工されるものであること。
- 2 前項の規定に関わらず、熊本市地下水保全条例(平成19年条例第90号)第13条の規定に基づき行う浸透枡の設置については、補助事業の対象としないものとする。ただし、当該建築物に係る、前項の定め該当する2基目以降の浸透枡の設置については、補助事業の対象とすることができるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業の実施に要する次に掲げるものとする。

- (1) 材料費
- (2) 人件費
- (3) 機械運転費
- (4) 残土処分費
- (5) 工事に伴う経費
- (6) 消費税
- (7) その他これらに準じる経費であって市長が特に必要と認めるもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1件につき20万円を上限とし、補助対象基数に次に掲げる補助単価を乗じて得た額とするものとする。ただし、補助対象経費が補助金の額を下回る場合は、補助対象経費のうち千円未満の端数を切り捨てた額とするものとする。

- (1) コンクリート製 19,000円/基
- (2) 塩化ビニール製 14,000円/基

(交付の制限)

第6条 この要綱に基づく補助金は、当該年度及び過去5年間に交付の対象となった建築物(当該建築物の増改築を含む。)に係る補助事業に対し、総額20万円を限度とするものとする。

(交付の申込み)

第7条 補助金の交付の申込みをしようとするもの(以下「申込者」という。)は、補助事業の着手前に

熊本市雨水浸透枿設置補助金交付申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならないこととする。

- (1) 市税滞納有無調査承諾書
- (2) 設置工事を行う業者の見積書の写し
- (3) 申込者が任意団体の場合は、団体の規約、会則その他団体の概要を確認することができる書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第8条 前条の規定による補助金の交付の申込みがあった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、熊本市雨水浸透枿設置補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申込者に通知するものとする。

2 補助金の交付の決定は、交付申込みを先着順に審査して行うものとする。ただし、同日に到達した交付申込みのうち、交付決定の要件を満たすものが複数ある場合であって、予算の都合によりその一部に限って交付決定をせざるを得ないときは、当該交付決定の要件を満たす申込みのうちから、抽選により交付決定をするものとする。

3 第1項の規定による審査のために必要があると認められる場合は、現地調査その他必要な調査、質問等を実施するものとする。

4 第1項の規定による審査及び第2項の規定による抽選により、補助金の交付をしないことを決定したときは、熊本市雨水浸透枿設置補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申込者に通知するものとする。

（交付の条件）

第9条 前条の規定による交付の決定をする場合は、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 交付申込書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
ただし、次に掲げる軽微な変更をしようとするときで、補助金の額に変更のないものを除く。
ア 浸透枿の設置場所の変更（申請した土地と同一の敷地内に限る。）
イ 雨水浸透枿標準構造図に適合する範囲内の変更（材質の変更は除く。）
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (3) 補助金の交付申込みを取下げようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が完了したときは、当該年度の3月25日までに、市長に対し完了の届けを行うこと。
- (5) 補助金の額の確定のために現地調査、書類確認、質問等が必要な場合は、市の求めに応じこれに協力すること。
- (6) 補助金の支払の請求は、その額の確定後、別に指定する期限までに、所定の請求書により行うこと。
- (7) 浸透枿は、補助金の交付があった年度の翌年度の4月1日から起算して5年間は使用するとともに、しゅんせつ、清掃その他浸透機能の維持保全に努めること。
- (8) 補助金を他の用途に使用しないこと。
- (9) 補助事業の完了後において、市長が浸透枿の使用状況等に関する調査をする場合は、その求めに応じてこれに協力すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、法令その他市長が必要があると認める事項を遵守すること。
- (11) 補助の条件に違反した場合、不正行為がなされた場合、その他市長が補助を不相当と認めた場合は、この決定を取り消し、又は補助決定額を減じることがあること。この場合において、既に交付された補助金があるときは、その返還を請求すること。
- (12) 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがあること。
- (13) 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがあること。

（補助事業の変更）

第10条 第8条の規定による交付の決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、当該補助事業を変更しようとする場合は、あらかじめ、熊本市雨水浸透枿設置補助金交付変更承認申入書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するとともに、その承認を受けなければならないこととする。

ととする。ただし、前条第1号に規定する軽微な変更を除くものとする。

- (1) 変更後の計画平面図
- (2) 変更後の見積書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による変更の申入れがあった場合は、その内容を審査し、これを承認するものとしたときは、熊本市雨水浸透桤設置補助金交付変更承認通知書（様式第5号）により当該補助事業者へ通知するものとする。この場合において、承認に当たり必要と認めるときは、当該通知に際し、条件を付すものとする。

（補助金の交付申込みの取下げ）

第11条 補助事業者は、補助金の交付の申込みを取り下げようとする場合は、あらかじめ、熊本市雨水浸透桤設置補助金交付申込取下届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならないこととする。

2 前項の規定による取下げの届け出があった場合は、熊本市雨水浸透桤設置補助金交付申込取下確認通知書（様式第7号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（完了の届け）

第12条 補助事業者は、交付決定を受けた補助事業（補助事業の変更の承認を受けた場合は、その交付変更承認を受けた補助事業）が完了したときは、熊本市雨水浸透桤設置工事完了届（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、当該年度の3月25日までに市長に提出しなければならないこととする。

- (1) 工事写真
- (2) 設置工事を行った業者の領収書又は請求書等の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 前条の規定により完了届等が提出された場合は、その内容を審査し、当該補助事業が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、熊本市雨水浸透桤設置補助金交付確定通知書（様式第9号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 前項に規定する審査に当たり、職員に当該補助事業の現地確認調査を行わせるものとする。

（補助金の請求及び交付）

第14条 前条の規定による交付確定通知を受けたものは、当該通知を受けた日から起算して30日を経過する日までに、熊本市雨水浸透桤設置補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならないこととする。

2 前項の請求に関し、補助金の受領を第三者の代理人とすることができるものとする。この場合は、委任状（様式第11号）を添付しなければならないこととする。

3 第1項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（浸透桤の保全）

第15条 前条により補助金の交付を受けたものは、交付の条件に従い、しゅんせつ、清掃その他浸透機能の維持及び保全に努めなければならないこととする。

（交付決定の取消し）

第16条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該補助事業者に係る交付決定を取り消すことができるものとする。ただし、災害その他本人の責めに帰さないやむを得ない事由によるときは、この限りではないものとする。

- (1) 第9条に規定する交付の条件に違反した場合
- (2) 第10条第2項に規定する承認の事項及び条件に違反した場合
- (3) 補助事業者としての要件を満たさなくなった場合
- (4) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けた場合

2 前項の規定による交付決定の取消しがあった場合において、補助事業者が既に補助金の交付を受けている場合は、直ちにその返還を請求するものとする。

（雑則）

第17条 補助金の交付は、予算の範囲以内で行うものとする。

2 熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号）第11条第2項から第4項までの規定は、この補助金の交付について適用しないものとする。

- 3 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
(熊本市雨水浸透枿設置補助金交付要綱の廃止)
- 2 熊本市雨水浸透枿設置補助金交付要綱 (昭和 6 3 年 4 月 1 日市長決裁) は、廃止する。
- 3 この要綱は、令和 5 年 1 2 月 2 6 日から施工する

受付日		受付番号	
-----	--	------	--

様式第1号（第7条関係）

熊本市雨水浸透枳設置補助金交付申込書

____年 ____月 ____日

熊本市長（宛）

（〒 _____ - _____）

申込者 住 所 _____
フリ ガナ
氏 名 _____

電話番号（ _____ ） _____ - _____
法人の場合は、住所、名称、代表者の役職・氏名を記入

熊本市雨水浸透枳設置補助金につき、募集要項に記載の全てに同意の上、下記のとおり申し込みます。

記

- 設置場所（住所又は地番）熊本市 _____
- 設置場所の土地所有者 ☐ 申込者と同じ ☐ 申込者と異なる
- 土地所有者の同意 ☐ 1に記載の、私所有の土地への浸透枳設置について同意します。
申込者と同じ場合は記載不要 住 所 _____
氏 名 _____
- 新築等の区分 ☐ 新築 ☐ 増改築 ☐ 既存建物 ☐ その他
該当するものを○で囲む
- 雨水浸透枳の種類・寸法・補助対象基数
コンクリート製・寸法 内幅 _____ × 高さ _____ ・基数 _____ 基
塩化ビニール製・寸法 内幅 _____ × 高さ _____ ・基数 _____ 基
- 補助金交付申込額 _____ 円
補助対象基数に1基当たりの補助金額を乗じた額を記入
- 設置完了予定日 _____ 年 ____月 ____日
- 受注業者 ☐ 手続代行を兼ねる ☐ 手続き代行を兼ねる場合は☐にレを記入
住 所 _____
氏 名 _____
電話番号（ _____ ） _____ - _____
住所、名称、代表者の役職・氏名を記入
- 施工業者 ☐ 手続代行を兼ねる ☐ 手続き代行を兼ねる場合は☐にレを記入
☐ 受注業者と同じ ☐ 住 所 _____
受注業者と同じ場合記載不要 氏 名 _____
電話番号（ _____ ） _____ - _____
住所、名称、代表者の役職・氏名を記入

- 1 0 誓約事項【申込者が個人るとき】 法人のときは別途様式第 1 2 号の提出が必要。
私は、熊本市暴力団排除条例（平成 2 3 年条例第 9 4 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことを誓約します。

申込者氏名 _____

- * 暴力団員・・・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
* 暴力団密接関係者・・・事業者で次に掲げるものをいう。
ア 法人であって、その役員又は熊本市暴力団排除規則（平成 2 4 年規則第 2 8 号。以下「規則」という。）で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの
イ 個人であって、規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの
ウ ア及びイに掲げる者のほか、暴力団員がその事業活動を支配する者として規則で定めるもの

1 1 添付書類

- ☐ 市税滞納有無調査承諾書 ☐ 見積書の写し
☐ その他

1 2 設計計画図

1 3 付近見取図（郵便局やバス停など付近の目標となるものを記入）

雨水浸透枳についてアンケート（該当するものを○で囲んでください。）

補助制度の入手方法

市ホームページ等（LINE・X）・ 市政だより・市パンフレット・施工業者・知人・その他

申込者 住 所
氏 名 様

熊本市長
（河川課扱い）

熊本市雨水浸透柵設置補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申込みのあった補助金について、熊本市雨水浸透柵設置補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり交付決定しましたので通知します。

記

- 1 設置場所 熊本市 _____
- 2 補助金額 コンクリート製（寸法 内幅 3 5 0 mm × 高さ 6 0 0 mm 以上）
_____ 基 × _____ 円 = _____ 円
塩化ビニール製（寸法 内幅 3 0 0 mm × 高さ 4 0 0 mm 以上）
_____ 基 × _____ 円 = _____ 円
計 _____ 円
- 3 設置完了予定日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 4 受注業者 住 所 _____
氏 名 _____
電話番号（ _____ ） _____ - _____
- 5 施工業者 住 所 _____
氏 名 _____
電話番号（ _____ ） _____ - _____

6 交付の条件は、次のとおりとします。

- (1) 交付申込書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更をしようとするときで、補助金の額に変更のないものを除くこととします。
- 1) 浸透柵の設置場所の変更（申請した土地と同一の敷地内に限る。）
- 2) 雨水浸透柵標準構造図に適合する範囲内の変更（材質の変更は除く。）
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

- (3) 補助金の交付申込みを取下げようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が完了したときは、当該年度の3月25日までに、完了届けに必要な書類を市長に提出すること。
- (5) 補助金の額の確定のために現地調査、書類確認、質問等が必要な場合は、市の求めに応じこれに協力すること。
- (6) 補助金の支払の請求は、その額の確定通知を受けた日から起算して30日を経過する日までに、所定の請求書により行うこと。
- (7) 浸透枳は、補助金の交付があった年度の翌年度の4月1日から起算して5年間は使用するとともに、しゅんせつ、清掃その他浸透機能の維持保全に努めること。
- (8) 補助金を他の用途に使用しないこと。
- (9) 補助事業の完了後において、市長が浸透枳の使用状況等に関する調査をする場合は、その求めに応じてこれに協力すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、法令その他市長が必要があると認める事項を遵守すること。
- (11) 前各号の条件に違反したとき、不正行為がなされたときその他市長が補助を不适当と認めたときは、この決定を取り消し、又は補助金額を減じることがあります。この場合において、既に交付された補助金があるときは、その返還を請求します。
- (12) 本市監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがあります。
- (13) 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがあります。

申込者 住 所
 氏 名 様

熊本市長
（河川課扱い）

熊本市雨水浸透枳設置補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申込みのあった補助金について、熊本市雨水浸透枳
設置補助金交付要綱第 8 条第 4 項の規定により、下記のとおり不交付と決定しましたの
で通知します。

記

不交付の理由

受付番号

様式第4号（第10条関係）

熊本市雨水浸透枡設置補助金交付変更承認申入書

_____年 ____月 ____日

熊本市長（宛）

申 込 者 住 所 _____

氏 名 _____

法人の場合は、住所、名称、代表者の役職・氏名を記入

_____年 ____月 ____日付け河川発第 _____号で補助金交付決定通知のあった補助金に係る雨水浸透枡設置について、下記のとおり変更したいので承認願います。

記

1 雨水浸透枡の材質・設置基数の変更

材 質	変更前 寸法・設置基数	変更後 寸法・設置基数
コンクリート製	内幅_____×高さ_____基	内幅_____×高さ_____基
塩化ビニール製	内幅_____×高さ_____基	内幅_____×高さ_____基

2 補助金交付変更申入額 _____円

3 その他の変更

4 変更理由

申 込 者 住 所
氏 名 様

熊本市長
(河川課扱い)

熊本市雨水浸透枡設置補助金交付変更承認通知書

年 月 日付け河川発第 号で交付決定した補助金に関し、
年 月 日付けで提出された変更承認の申入れについて、熊本市雨水浸透枡設置補助金交付要綱第 1 0 条第 2 項の規定により、下記のとおり承認します。

記

1 雨水浸透枡の材質・設置基数の変更

(寸法の単位：mm)

材 質	変更前 寸法・設置基数	変更後 寸法・設置基数
コンクリート製	内幅_____×高さ_____基	内幅_____×高さ_____基
塩化ビニール製	内幅_____×高さ_____基	内幅_____×高さ_____基

2 補助金額 _____円 (変更前 _____円)

3 その他の承認事項

4 承認の条件
上記以外の条件は、年 月 日付け河川発第 号に記載のとおりと
します。

受付番号	
------	--

様式第 6 号 (第 1 1 条関係)

熊本市雨水浸透枡設置補助金交付申込取下届出書

年 月 日

熊本市長 (宛)

申 込 者 住 所 _____

氏 名 _____

法人の場合は、住所、名称、代表者の役職・氏名を記入

年 月 日付け河川発第 号で交付決定通知のあった補助金の交付
付申込みについて、下記のとおり取り下げることとしたので届け出ます。

記

1 取 下 理 由

様式第 7 号（第 11 条関係）

河川発第 号
年 月 日

申 込 者 住 所
 氏 名 様

熊本市長
(河川課扱い)

熊本市雨水浸透枡設置補助金交付申込取下確認通知書

年 月 日に提出のあった熊本市雨水浸透枡設置補助金交付申込取下
届出書について確認しましたので通知します。

なお、年 月 日付け河川発第 号で送付した熊本市雨水浸透枡
補助金交付決定通知書は失効となりますので併せてお知らせします。

受付番号	
------	--

様式第 8 号 (第 1 2 条関係)

熊本市雨水浸透桝設置工事完了届

_____年 ____月 ____日

熊本市長 (宛)

(〒 _____ — _____)

申込者 住 所 _____

氏 名 _____

法人の場合は、住所、名称、代表者の役職・氏名を記入

下記の雨水浸透桝設置工事が完了したので届けます。

記

1 設置場所 熊本市 _____

2 補助対象雨水浸透桝

コンクリート製・寸法 内幅 _____ × 高さ _____ ・基数 _____ 基

塩化ビニール製・寸法 内幅 _____ × 高さ _____ ・基数 _____ 基

3 完 了 日 _____年 ____月 ____日

4 受 注 業 者 住 所 _____

氏 名 _____

住所、名称、代表者の役職・氏名を記入

5 施 工 業 者 住 所 _____

☐ 受注業者と同一 氏 名 _____

(受注業者と同じ場合は記載不要)

住所、名称、代表者の役職・氏名を記入

6 添付書類

☐ 工事写真 ☐ 領収書又は請求書等の写し

☐ その他

様式第 9 号 (第 1 3 条関係)

河川発第 号
年 月 日

申込者 住 所
氏 名 様

熊本市長
(河川課扱い)

熊本市雨水浸透枡設置補助金交付確定通知書

年 月 日付け河川発第 号で交付決定した補助金について、熊本市
雨水浸透枡設置補助金交付要綱第 1 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり確定しま
す。

記

	基数	1 基当りの補助金額
1 交付確定額	コンクリート製 (____基) × (____円) = ____円	
	塩化ビニール製 (____基) × (____円) = ____円	
	合計	____円

様式第 10 号 (第 14 条関係)

熊本市雨水浸透枿設置補助金交付請求書

____年 ____月 ____日

熊本市長（宛）

住 所 _____

氏 名 _____

法人の場合は、住所、名称、代表者の役職・氏名を記入

熊本市雨水浸透桝設置補助金につき、下記のとおり請求します。

記

金額の頭初「¥」の記号を記載して下さい。

	百	拾	万	千	百	拾	円
金 額							

(振込先口座)

金融機関名	銀行 農協 金庫	本店 支店 出張所	支所
預金種別	1 普通 2 当座 3 その他（ ）		
口座番号			
フリガナ			
口座名義			

【法人用】

役員名簿 兼 誓約書

年 月 日

熊本市長（宛）

〒 （ _____ - _____ ）
住 所 _____
法 人 名 _____
代表者 職・氏名 _____

当団体及び当団体の役員が、熊本市暴力団排除条例（平成 2 3 年条例第 9 4 号）第 2 条第 1 号から第 3 号に規定するものではないことを誓約し、市が必要な場合は、警察機関へ照会することを承諾します。

役職名	フリガナ 氏 名	性別	生年月日	住所
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		

代表者も記載してください。 欄が足りないときは、用紙を継ぎ足してください。
この書面の記載に当たっては、対象者全ての同意を得てください。

- * 暴力団員・・・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

* 暴力団密接関係者・・・事業者で次に掲げるものをいう。

ア 法人であって、その役員又は熊本市暴力団排除規則（平成 2 4 年規則第 2 8 号。以下「規則」という。）で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの

イ 個人であって、規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの

ウ ア及びイに掲げる者のほか、暴力団員がその事業活動を支配する者として規則で定めるもの